

Colocationサービス利用規約_c153-2 【現改比較表】 2021年6月25日現在

～2021年6月24日

2021年6月25日～

<p>(本サービスの内容)</p> <p>第2条</p> <p><u>本サービスの内容</u>は、第4条(用語の定義)に定める基本サービス及び付加サービスを提供するものとします。</p>	<p>(本サービスの内容)</p> <p>第2条</p> <p><u>当社</u>は、第4条(用語の定義)に定める基本サービス及び付加サービスを提供するものとします。</p>
<p>(用語の定義)</p> <p>第4条 表中「基本サービス」</p> <p>契約者がデータセンター内で利用しようとする契約者機器を設置するための当社が設置したラック又はスペースの提供、及び契約者機器の運用・維持に必要な範囲での電力設備、ならびに第24条(保守業務の範囲)第1項に定める保守業務の提供</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第4条 表中「基本サービス」</p> <p>契約者がデータセンター内で利用しようとする契約者機器を設置するための当社が設置したラック又はスペース <u>(以下、「設置場所」といいます。)</u>の提供、及び契約者機器の運用・維持に必要な範囲での電力設備、ならびに第24条(保守業務の範囲)第1項に定める保守業務の提供</p>
<p>(契約期間)</p> <p>第8条の2 契約者が、契約期間満了の1ヶ月前までに契約内容の変更又は解除の旨を当社の申込書等により通知しない場合、<u>当社は同様の内容で1年間の自動更新を行います。</u></p>	<p>(契約期間)</p> <p>第8条の2 契約者が、契約期間満了の1ヶ月前までに契約内容の変更又は解除の旨を当社の申込書等により通知しない場合、<u>同様の契約条件で契約期間を1年間自動更新するものとし、以後も同様とします。ただし、自動更新後は、前項の最低利用期間及びこれに関わる契約条件は適用されないものとします。</u></p>
<p>(設置場所の変更及びその費用負担)</p> <p>第21条</p> <p>条文内容の変更なし</p>	<p><u>(契約期間中の当社による設置場所の変更及びその費用負担)</u></p> <p>第21条</p> <p>条文内容の変更なし</p>

(契約者機器の移設及び撤去並びにその費用負担)

第22条

契約者機器の移設及び撤去は、第21条（設置場所の変更及びその費用負担）の場合を除き、次の各号によるものとします。

- (1) 契約者が設置場所の変更又は本契約の解除を申し出て移設又は撤去する場合、これに要する費用は契約者の負担とします。
- (2) 天災、事変、その他の非常事態や不可抗力等、当社の責に帰すべからざる事由又は火災（当社の故意又は重大な過失による場合を除きます。）により、移設又は撤去する場合、これに要する費用は契約者の負担とします。
- (3) 第1号及び第2号による場合の契約者の費用負担には、設置場所の原状復旧に要する費用及び契約者に場所を提供するために実施した工事がある場合には当社の当該工事に係る費用を含むものとします。
- (4) 契約者は、契約期間中に必要のあるとき又は事由のいかんを問わず契約が終了した際、契約者の契約者機器等の全部を契約者の責任において撤去し、設置場所を原状に回復のうえ、当社に明け渡すこととします。
- (5) 当社は、契約者の要請があるとき、その他必要がある場合には、契約者の費用負担を条件に、契約者の契約者機器等を契約者へ返送することができるものとします。
- (6) 事由のいかんを問わず契約が終了した際に契約者が契約者機器等を引き取らない場合には、予め契約者に通知することなく、当社は当該契約者機器等を廃棄又は換価処分することができるものとします。これらにかかる費用について、当社は契約者に請求できるものとします。

(契約期間中のその他の契約者機器の移設及び撤去並びにその費用負担)

第22条

契約期間中の契約者機器の移設及び撤去は、第21条（契約期間中の当社による設置場所の変更及びその費用負担）の場合を除き、次の各号によるものとします。

- (1) 契約者が設置場所の変更を申し出て移設又は撤去する場合、これに要する費用は契約者の負担とします。
- (2) 天災、事変、その他の非常事態や不可抗力等、当社の責に帰すべからざる事由又は火災（当社の故意又は重大な過失による場合を除きます。）により、移設又は撤去する場合、これに要する費用は契約者の負担とします。
- (3) 第1号及び第2号による場合の契約者の費用負担には、旧の設置場所の原状復旧に要する費用及び契約者に場所を提供するために実施した工事がある場合には当社の当該工事に係る費用を含むものとします。

第25条へ移動

- (4) 当社は、契約者の要請があるとき、その他必要がある場合には、契約者の費用負担を条件に、契約者の契約者機器等を契約者へ返送することができるものとします。

第25条へ移動

<p>(7) <u>契約期間内に、当社が当社の都合により当社が指定した設置場所への変更又は本契約の解除を申し出て移設又は撤去する場合、これに要する費用（撤去費、運搬費、据え付け調整費等）は、直近12か月間に当社が契約者に請求した月額料金の総額相当を上限として、当社の負担とします。なお、システム切り替えに伴う二重化等の新たな機器、回線、ソフトウェア、工事等の費用は含みません。</u></p>	<p><u>削除</u></p>
<p><u>削除</u></p> <p>第25条</p>	<p><u>(原状回復)</u></p> <p>第25条</p> <p><u>契約期間の満了または本契約の解除等、事由のいかんを問わず本契約が終了するとき、契約者は、契約期間終了日までに契約者の責任と費用において設置場所を本契約開始前の原状に回復のうえ、当社に明け渡すこととします。</u></p> <p><u>2 前項の原状回復に際し、契約者は契約者機器の全部を契約者の費用と責任において撤去するものとし、契約者が契約者機器を撤去しないとき、予め契約者に通知することなく、当社は当該契約者機器を廃棄あるいは換価処分することができるものとし、これらにかかる費用は契約者の負担とし、当社は契約者に請求できるものとし、</u></p> <p><u>3 第7条2項の本サービス提供環境の設定のために当社において設置場所を改変したとき、当社は設置場所を本契約開始前の原状に回復する工事を、契約期間終了日後に、当社の責により行うものとし、本項の原状回復工事に要する費用に相当する額は契約者の負担とし、当社は契約者に請求できるものとし、</u></p>
<p>(料金)</p> <p>第32条</p> <p>本契約に係る料金は、申込書及び承り書に記載のとおりとします。</p>	<p>(料金)</p> <p>第32条</p> <p>本契約に係る料金<u>及びその他費用については</u>、申込書及び承り書に記載のとおりとします。</p>

附則

(実施期日)

この改正規定は、2021年6月25日から実施します。